

水戸市社会福祉審議会 全体会資料

資料 1	水戸市社会福祉審議会全体会委員名簿	P 1
資料 2 - 1	水戸市社会福祉審議会の概要について	P 2
資料 2 - 2	水戸市社会福祉審議会条例	P 3
資料 2 - 3	水戸市社会福祉審議会運営要領	P 5
参考資料	水戸市社会福祉審議会関連法令	P 6
参考資料	水戸市社会福祉審議会各専門分科会委員名簿	P 8
資料 3	令和 2 年度の各専門分科会の審議結果等について	P 11
資料 4	水戸市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画	P 14
資料 5	水戸市第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画	P 18
資料 6	令和 3 年度の各専門分科会の開催予定について	P 22

水戸市社会福祉審議会（全体会）委員

任期：令和2年5月27日～令和4年5月26日

		団体名	役職	氏名
社会福祉事業 従事者	1	水戸市社会福祉協議会	会長	保立 武憲
	2	水戸地区社会福祉法人連絡会	副会長	武藤 邦彦
	3	水戸市民間保育園園長会	会長	岡田 澄子
	4	水戸市私立幼稚園協会	会長	松村 多美恵
学識経験者	5	水戸市住みよいまちづくり推進協議会	会長	堀井 武重
	6	水戸市ボランティア連絡協議会	会長	平沼 賢治
	7	水戸市障害者(児)福祉団体連合会	会長	大野 光一
	8	水戸市民生委員児童委員連合協議会	会長	菊地 則行
	9	水戸市保健推進員連絡協議会	会長	田上 恵子
	10	水戸市高齢者クラブ連合会	会長	岡田 浩
	11	水戸市医師会	会長	原 毅
	12	水戸市歯科医師会	会長	大澤 賢祐
	13	水戸薬剤師会	副会長	山本 大
	14	水戸市地域女性団体連絡会	会長	林 由香里
	15	水戸市学校長会	会長	大塚 昌弘
	16	水戸地区保護司会	会長	小池 貞
	17	元常磐大学教授		池田 幸也
	18	茨城県地方自治研究センター	研究員	有賀 絵理
	19	茨城大学人文社会科学部	講師	土屋 和子
	20	常磐大学人間科学部	教授	水口 進
市議会議員	21	水戸市議会議員	副議長	大津 亮一
	22	水戸市議会議員		萩谷 慎一
	23	水戸市議会議員		森 正慶
	24	水戸市議会議員		袴塚 孝雄
	25	水戸市議会議員		田口 米蔵

水戸市社会福祉審議会全体会 委員名簿

	氏名	団体・役職等
委員長	池田 幸也	茨城キリスト教大学非常勤講師
副委員長	保立 武憲	水戸市社会福祉協議会会長
委員	武藤 邦彦	水戸地区社会福祉法人連絡会副会長
委員	岡田 澄子	水戸市民間保育園園長会会長
委員	松村 多美恵	水戸市私立幼稚園協会会長
委員	堀井 武重	水戸市住みよいまちづくり推進協議会会長
委員	平沼 賢治	水戸市ボランティア連絡協議会会長
委員	大野 光一	水戸市障害者(児)福祉団体連合会会長
委員	菊地 則行	水戸市民生委員児童委員連合協議会会長
委員	田上 恵子	水戸市保健推進員連絡協議会会長
委員	岡田 浩	水戸市高齢者クラブ連合会会長
委員	原 毅	水戸市医師会会長
委員	田澤 重伸	水戸市歯科医師会会長
委員	山本 大	水戸薬剤師会副会長
委員	林 由香里	水戸市地域女性団体連絡会会長
委員	大塚 昌弘	水戸市学校長会会長
委員	小池 貞	水戸地区保護司会会長
委員	有賀 絵理	茨城県地方自治研究センター研究員
委員	土屋 和子	茨城大学人文社会科学部講師
委員	水口 進	常磐大学人間科学部教授
委員	大津 亮一	水戸市議会副議長
委員	森 正慶	水戸市議会文教福祉委員会副委員長
委員	萩谷 慎一	水戸市議会文教福祉委員会委員
委員	田口 米蔵	水戸市議会文教福祉委員会委員
委員	袴塚 孝雄	水戸市議会文教福祉委員会委員

(25名)

任期：令和2年5月27日～令和4年5月26日（敬称略，順不同）

水戸市社会福祉審議会の概要について

1 社会福祉審議会の概要

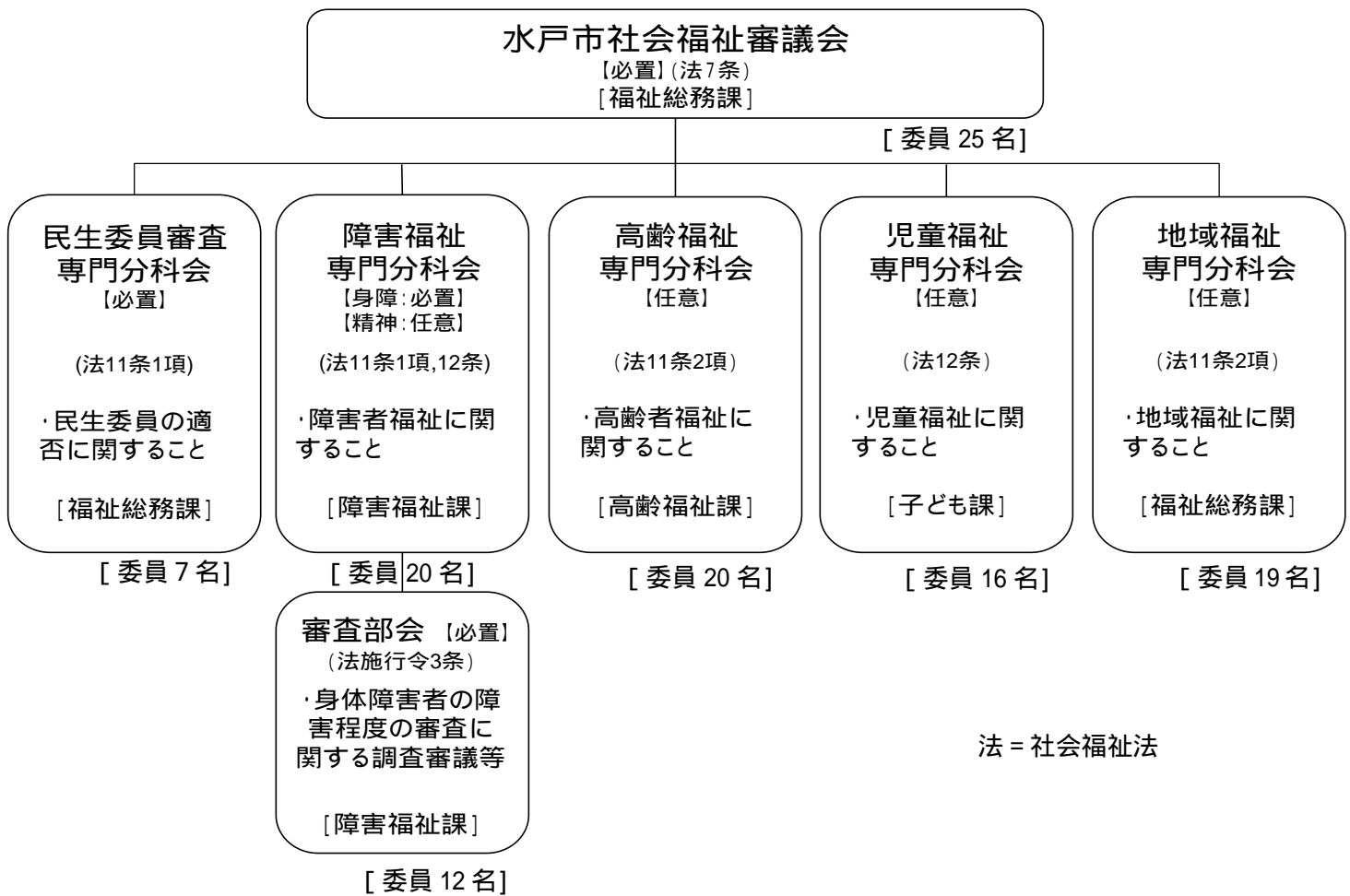
社会福祉審議会は社会福祉法第7条第1項の規定により設置され、社会福祉に関する事項を調査、審議するものです。

2 委員・臨時委員

社会福祉審議会には委員のほか、特別の事項を調査審議するための臨時委員を置くことができます。

委員及び臨時委員は、社会福祉法第8・9条の規定により、本市の市議会議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験者のうちから市長が任命します。

3 組織



水戸市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき設置する水戸市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項その他の児童福祉に関する事項
- (3) 精神障害者の福祉に関する事項

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、25人とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 法第9条第1項に規定する臨時委員(以下「臨時委員」という。)の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務代理)

第5条 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員の互選により置く副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 特別の事項について議事を開き、決議を行う場合における臨時委員に関する前2項の規定の適用については、当該臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 法第11条及び第12条の規定に基づき、審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させる。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
- (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項(子ども・子育て)

て支援に関する事項を含む。)

(4) 高齢福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項

(5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に、専門分科会長及び専門分科会副会長を置く。

4 専門分科会長及び専門分科会副会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し、専門分科会の運営については、前条の規定を準用する。

5 専門分科会の決議（民生委員審査専門分科会以外の専門分科会にあっては、重要又は異例な事項に関する決議を除く。）は、これをもって審議会の決議とする。

（審査部会）

第8条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に審査部会を置き、次の各号に掲げる事項を調査審議させる。

(1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項

(2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項

(3) 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定又は指定の取消しに関する事項

2 審査部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し、審査部会の運営については、第6条の規定を準用する。

4 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、福祉部において行う。

（補則）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（水戸市障害者施策推進協議会条例等の廃止）

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 水戸市障害者施策推進協議会条例（平成4年水戸市条例第44号）

(2) 水戸市高齢者保健福祉推進協議会条例（平成10年水戸市条例第2号）

(3) 水戸市地域福祉推進委員会条例（平成18年水戸市条例第4号）

(4) 水戸市子ども・子育て会議条例（平成25年水戸市条例第35号）

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

水戸市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水戸市社会福祉審議会条例(令和元年水戸市条例第91号)第10条の規定に基づき、水戸市社会福祉審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の特例)

第2条 委員長、専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3条 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(定数及び庶務)

第4条 次の号に掲げる専門分科会等の定数及び庶務については、次のとおりとする。

専門分科会等の名称	定数	庶務担当部課
民生委員審査専門分科会	7名以内	福祉部福祉総務課
障害福祉専門分科会	20名以内	福祉部障害福祉課
障害福祉専門分科会審査部会	12名以内	福祉部障害福祉課
高齢福祉専門分科会	20名以内	福祉部高齢福祉課
児童福祉専門分科会	20名以内	福祉部子ども課
地域福祉専門分科会	20名以内	福祉部福祉総務課

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年5月11日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年5月11日から施行する。

水戸市社会福祉審議会 関連法令

○社会福祉法

(地方社会福祉審議会)

第7条 社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

第8条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

第9条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第10条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長1人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第12条 第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第1項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第13条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○社会福祉法施行令

(民生委員審査専門分科会)

第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

(審査部会)

第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

水戸市社会福祉審議会 各専門分科会委員名簿

会長、○副会長

専門分科会名 (事務局)	委員名	団体・役職等
民生委員審査専門分科会 7名 (福祉総務課)	岡田 浩	水戸市高齢者クラブ連合会会長
	菊地 則行	水戸市民生委員児童委員連合協議会会長
	○小池 貞	水戸地区保護司会会長
	林 由香里	水戸市地域女性団体連絡会会長
	保立 武憲	水戸市社会福祉協議会会長
	堀井 武重	水戸市住みよいまちづくり推進協議会会長
	大津 亮一	水戸市議会副議長
障害福祉専門分科会 20名 (障害福祉課)	鍵 久美子	公募委員
	渡辺 修宏	公募委員
	池田 仁子	水戸市社会福祉協議会・身体障害者デイ・サービスセンターあかつか所長
	大野 光一	水戸市障害者(児)福祉団体連合会会長
	奥田 俊裕	水戸市民生委員児童委員連合協議会副会長
	木梨 勝	茨城県福祉相談センター障害者相談支援課長
	齋藤 正	茨城県立水戸高等特別支援学校教頭
	杉田 桂子	自立支援センター・ライフサポート水戸副代表
	関 徳彦	水戸市社会福祉協議会常務理事
	高槻 一雄	茨城県建築士会県央支部支部長
	武田 登美枝	茨城県社会福祉士会会員
	原 毅	水戸市医師会会長
	平川 大	水戸公共職業安定所就職促進指導官
	松本 吉夫	茨城県精神保健福祉センター次長兼相談援助課長
	○宮部 永一	水戸市住みよいまちづくり推進協議会副会長
	村上 千洋	茨城県社会福祉事業団・福祉サポートセンターあすなる所長
	谷萩 美智子	水戸市ボランティア連絡協議会副会長
	有賀 絵理	茨城県地方自治研究センター研究員
	森 正慶	水戸市議会文教福祉委員会副委員長
萩谷 慎一	水戸市議会文教福祉委員会委員	
障害福祉専門分科会 審査部会 12名 (障害福祉課)	秋月 浩光	水戸協同病院医師
	稲川 智	水戸協同病院医師
	海老原 至	水戸済生会総合病院医師
	○佐藤 浩昭	水戸協同病院医師
	柴田 靖	水戸協同病院医師
	鈴木 考治	水戸赤十字病院医師
	竹内 哲	水戸赤十字病院医師
	生澤 義輔	水戸済生会総合病院医師
	平野 篤	水戸協同病院医師
	村田 実	水戸済生会総合病院医師
	林 誠一郎	林眼科医師
	平井 彰子	水戸協同病院医師

専門分科会名 (事務局)	委員名	団体・役職等
高齢福祉専門分科会 20名 (高齢福祉課)	梅井 尚美	公募委員
	杉下 赫子	公募委員
	安藏 秀彦	水戸市地域密着型介護サービス協議会理事長
	池田 清美	三の丸こだまの会副会長
	伊藤 正	茨城県介護支援専門員協会理事
	岩間 けい子	水戸市地域女性団体連絡会副会長
	薄井 稔	水戸市歯科医師会委員
	江幡 弘	水戸市高齢者クラブ連合会副会長
	山本 大	水戸薬剤師会副会長
	川又 一郎	水戸市住みよいまちづくり推進協議会副会長
	○坂口 しづ子	水戸市民生委員児童委員連合協議会副会長
	鈴木 律子	水戸商工会議所女性会会長
	磯崎 和廣	水戸市社会福祉協議会常務理事
	豊田 光恵	水戸女性フォーラム副会長
	中島 貞子	茨城県看護協会常務理事
	原 毅	水戸市医師会会長
	武藤 邦彦	水戸市老人福祉施設連絡会理事長
	土屋 和子	茨城大学人文社会科学部講師
	萩谷 慎一	水戸市議会文教福祉委員会委員
	袴塚 孝雄	水戸市議会文教福祉委員会委員
児童福祉専門分科会 16名 (子ども課)	前田 規子	公募委員
	山口 朋子	公募委員
	○青木 かを里	水戸市医師会理事
	岡田 澄子	水戸市民間保育園園長会会長
	大塚 昌弘	水戸市学校長会会長
	角田 恒巳	水戸市住みよいまちづくり推進協議会副会長
	斎藤 猛	水戸市保育所認定子ども園父母の会連絡協議会会長
	齊藤 恵	NPO法人子育て応援・ペンギンくらぶ副代表
	坂口 しづ子	水戸市民生委員児童委員連合協議会副会長
	田上 恵子	水戸市保健推進員連絡協議会会長
	提田 純江	水戸市国公立幼稚園PTA連絡協議会会長
	松村 多美恵	水戸市私立幼稚園協会会長
	佐藤 裕紀子	茨城大学教育学部教授
	水口 進	常磐大学人間科学部教授
	森 正慶	水戸市議会文教福祉委員会副委員長
	田口 米蔵	水戸市議会文教福祉委員会委員

専門分科会名 (事務局)	委員名	団体・役職等
地域福祉専門分科会 19名 (福祉総務課)	中井川 正次	公募委員
	小松崎 節子	公募委員
	藤澤 康彦	社会福祉法人ユーアイ村 特別養護老人ホーム ユーアイの家理事
	伊藤 友子	社会福祉法人勇成会 障害者支援施設 ユーカリの里施設長
	山口 和枝	社会福祉法人清香会理事長
	橘 秀紀	社会福祉法人聖光学園理事長
	多田 厚史	水戸市社会福祉協議会事務局長
	小田倉 康家	水戸市住みよいまちづくり推進協議会副会長
	坂口 しづ子	水戸市民生委員児童委員連合協議会副会長
	原 毅	水戸市医師会会長
	平沼 賢治	水戸市ボランティア連絡協議会会長
	鈴木 浩三	水戸市高齢者クラブ連合会副会長
	小森 正巳	水戸市障害者(児)福祉団体連合会理事兼事務局長
	小池 貞	水戸地区保護司会会長
	武藤 邦彦	水戸地区社会福祉法人連絡会副会長
	高橋 大輔	茨城大学人文社会科学部准教授
	池田 幸也	茨城キリスト教大学非常勤講師
田口 米蔵	水戸市議会文教福祉委員会委員	
袴塚 孝雄	水戸市議会文教福祉委員会委員	

正副会長は7月に決定する予定。

(敬称略, 順不同)

令和2年度の各専門分科会の審議結果等について

民生委員審査専門分科会

水戸市社会福祉審議会条例第7条第3項に基づく正副会長の選出及び同条例第2条に基づく民生委員推薦候補者の審議を行い、8名の民生委員児童委員の候補について適任と認めた。また、適格要件の年齢について、75歳から80歳に引き上げることとした。

開催日	主な議題	内容・結果等
6月22日(月) 書面開催	(1) 水戸市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会会長の選出 (2) 水戸市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会副会長の選出 (3) 民生委員児童委員の適格要件等について	適格要件等について審議
7月9日(木)	(1) 民生委員推薦候補者について (2) 民生委員の適格要件等について	2地区 3名選出
10月8日(木)	民生委員推薦候補者について	2地区 2名選出
令和3年 2月12日(金)	民生委員推薦候補者について	3地区 3名選出

障害福祉専門分科会

水戸市社会福祉審議会条例第2条に基づき、障害者総合支援法第88条における市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条における市町村障害児福祉計画の策定に向けた審議を行った。

開催日	主な議題	内容・結果等
7月2日(木)	水戸市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について	基本方針の審議
12月1日(火)	水戸市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(素案)について	計画素案の審議

障害福祉専門分科会審査部会

水戸市社会福祉審議会条例第2条に基づき、身体障害者福祉法施行令第5条第1項における身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の障害程度について審議を行った。

また、水戸市社会福祉審議会条例第2条に基づき、身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項について審議を行った。

開催日	主な議題	内容・結果等
5月28日(木)	身体障害者手帳申請書に添付された診断書の疑義に関する事項 身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項	診断書等の障害程度 計10件 適当8件, 非該当1件, 差戻1件 種目 肢体不自由 医師 1名指定
7月22日(水)	身体障害者手帳申請書に添付された診断書の疑義に関する事項	診断書等の障害程度 計19件 適当14件, 差戻5件
9月24日(木)	身体障害者手帳申請書に添付された診断書の疑義に関する事項	診断書等の障害程度 計6件 適当4件, 非該当1件, 差戻1件
11月26日(木)	身体障害者手帳申請書に添付された診断書の疑義に関する事項	診断書等の障害程度 計10件 適当10件
令和3年 1月28日(木)	身体障害者手帳申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項	診断書等の障害程度 計8件 適当7件, 差戻1件
3月25日(木)	身体障害者手帳申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項 身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項	診断書等の障害程度 計14件 適当11件, 非該当1件, 差戻2件 種目 心臓機能, 視覚, じん臓機能 医師 4名指定

高齢福祉専門分科会

水戸市社会福祉審議会条例第2条に基づき、老人福祉法第20条の8における市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条における市町村介護保険事業計画の策定に向けた審議を行った。

開催日	主な議題	内容・結果等
7月2日(木)	(1) 水戸市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針について (2) 団体ヒアリングについて	第8期計画基本方針の審議
8月20日(木)	(1) 水戸市の現状について (2) 第7期計画の進捗管理(事業評価)について	第7期計画進捗状況の報告

開催日	主な議題	内容・結果等
10月22日(木)	(1) 各種調査結果について (2) 各種ヒアリングの実施状況について (3) 高齢者福祉施設の現状と課題を踏まえた今後の施策のあり方について	第8期計画策定に向けた各種調査等の結果報告
12月4日(金)	(1) 高齢者福祉の現状と課題を踏まえた今後の施策のあり方について (2) 水戸市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について	第8期計画素案の審議
12月22日(火)	(1) 水戸市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について (2) 答申(案)について	第8期計画素案の審議

児童福祉専門分科会

水戸市社会福祉審議会条例第2条第2号に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項その他の児童福祉に関する事項について審議を行った。

開催日	主な議題	内容・結果等
8月28日(金)	(1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員及び待機児童数について (2) 特定教育・保育施設の設置計画について (3) 水戸市子ども・子育て支援事業計画の事業進捗について	利用定員及び待機児童数の報告 幼稚園から認定こども園への移行等の報告 計画の進捗状況報告
令和3年 2月22日(月) 書面開催	(1) 特定教育・保育施設の廃止、設置、開設及び利用定員の変更について	施設廃止、開設等の報告

地域福祉専門分科会

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面開催とし、計画の進捗状況や重点施策の実施報告を行った。

開催日	主な議題	内容・結果等
令和3年 3月23日(火) 書面開催	(1) 水戸市地域福祉計画(第3次)重点施策に関する事業の進捗状況等について (2) 水戸市複合的福祉課題対策会議(連携体制づくりの推進)の設置	計画の進捗状況の報告 重点施策の実施報告

水戸市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について

1 計画策定の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援サービスの提供体制を確保し、障害者への支援を計画的に推進するために策定するものです。

また、財産の管理又は日常生活等に支障がある知的障害者や精神障害者の支援が課題となっていることから、成年後見制度の利用を促進するため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「市町村成年後見制度利用促進計画」を内包するものとします。

(2) 計画期間

2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3か年

2 計画の基本的方向

(1) 目指す姿

障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け「障害者が笑顔で安心して暮らせるまち・水戸」を本計画の目指す姿とします。

(2) 基本方針

基本方針1 安心して地域生活をおくるための障害福祉サービス等の充実

障害者が地域で安心して暮らすためには、個々の障害の状態に応じた障害福祉サービスを利用できるよう、サービス提供体制の充実が重要です。障害福祉サービスの支給量を適切に見込み、持続的な提供体制の確保を図ります。さらに、これらのサービスの質の向上に取り組みます。

基本方針2 発達段階に応じた障害児通所支援等の充実

障害児が地域で安心して暮らすためには、発達段階に応じた支援を受けられるよう、支援体制を充実させることが必要です。児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援、指定障害児相談支援のほか、医療的ケアを必要とする児童への支援などを推進し、安心して生活できる環境づくりを進めます。

基本方針3 地域生活を支えるきめ細かい支援の充実

障害者が地域社会の一員として暮らしていくためには、障害福祉サービスや障害児通所支援等だけでなく、きめ細かい支援を充実することが必要です。このため、基幹相談支援センターを中核とする相談支援体制の強化を図るとともに、障害者に対する理解の促進、虐待の防止、差別解消に向けた取組、成年後見制度の利用促進など、障害者の権利擁護を進めます。

(3) 重点施策

重点施策1 地域での住まいの支援

障害者支援施設や医療機関に入所・入院している方の地域生活への移行が課題となっています。

このため、地域で安心して暮らせるよう、共同生活援助やひとり暮らしを支援するための自立生活援助の充実に努めます。

重点施策2 発達障害児等に対する支援の強化

発達障害児に対する支援は、本人のみならず家族に対する支援が重要となることから、ペアレントトレーニング等の取組を進めます。

重点施策3 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の周知啓発や支援が必要な障害者を早期発見，早期支援につなげていくために，中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築を図るとともに，利用者が安心して利用できる仕組みづくりにより，利用を促進します。

(4) 目標指標

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	指標	備考
2023年度末までに地域生活に移行する施設入所者数(累計)	17人	2019年度末時点の入所者数の6%
2023年度末の施設入所者数	274人	2019年度末時点の施設入所者数から-1.6%

成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目		2021年度	2022年度	2023年度
保健，医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	1回以上	1回以上	1回以上
	関係者の参加者数 保健分野，医療分野（精神科）， 医療分野（精神科以外），福祉分 野，介護分野，当事者，家族	各分野1人以上	各分野1人以上	各分野1人以上
	目標設定及び評価の実施回数	1回以上	1回以上	1回以上
精神障害者の地域移行支援の利用者数		2人	2人	3人
精神障害者の地域定着支援の利用者数		17人	18人	19人
精神障害者の共同生活援助の利用者数		187人	200人	213人
精神障害者の自立生活援助の利用者数		2人	2人	3人

成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目		2021年度	2022年度	2023年度	
地域生活支援拠点等の設置箇所数		1か所	1か所	1か所	
運用状況の検証及び検討の実施回数		1回以上	1回以上	1回以上	
機能及び具体的取組	相談	緊急時の支援が見込めない世帯の把握	実施	実施	実施
	緊急時の受入れ・対応	受入事業所（障害者支援施設等）の確保	実施	実施	実施
		対象者と受入事業所とのマッチング	実施	実施	実施
	体験の機会・場の提供	体験利用可能な事業所の把握・情報提供	実施	実施	実施
		障害者が利用可能な賃貸住宅の把握・情報提供	実施	実施	実施
	専門的人材の確保・養成	初級者向け研修の実施	実施	実施	実施
		領域別（例：医療的ケア児，強度行動障害）研修の実施	検討	実施	実施
	地域の体制づくり	相談支援機関のネットワーク構築	実施	実施	実施
地域自立支援協議会専門部会を活用したネットワーク構築		実施	実施	実施	

成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

項目	指標	備考
就労移行支援から一般就労への移行者数	28人	2019年度実績の1.30倍
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	17人	2019年度実績の1.26倍
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	10人	2019年度実績の1.23倍
全体から一般就労への移行者数	56人	2019年度実績の1.27倍

成果目標 5 障害児支援の提供体制の整備等

項目	指標	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所設置済
保育所等訪問支援の体制の構築	有	5か所設置済
重症心身障害児を支援する	児童発達支援事業所	2か所設置済
	放課後等デイサービス事業所	2か所設置済
医療的ケア児への適切な支援のための協議の場	設置	
医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置	当面は圏域のコーディネーターと連携

成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等

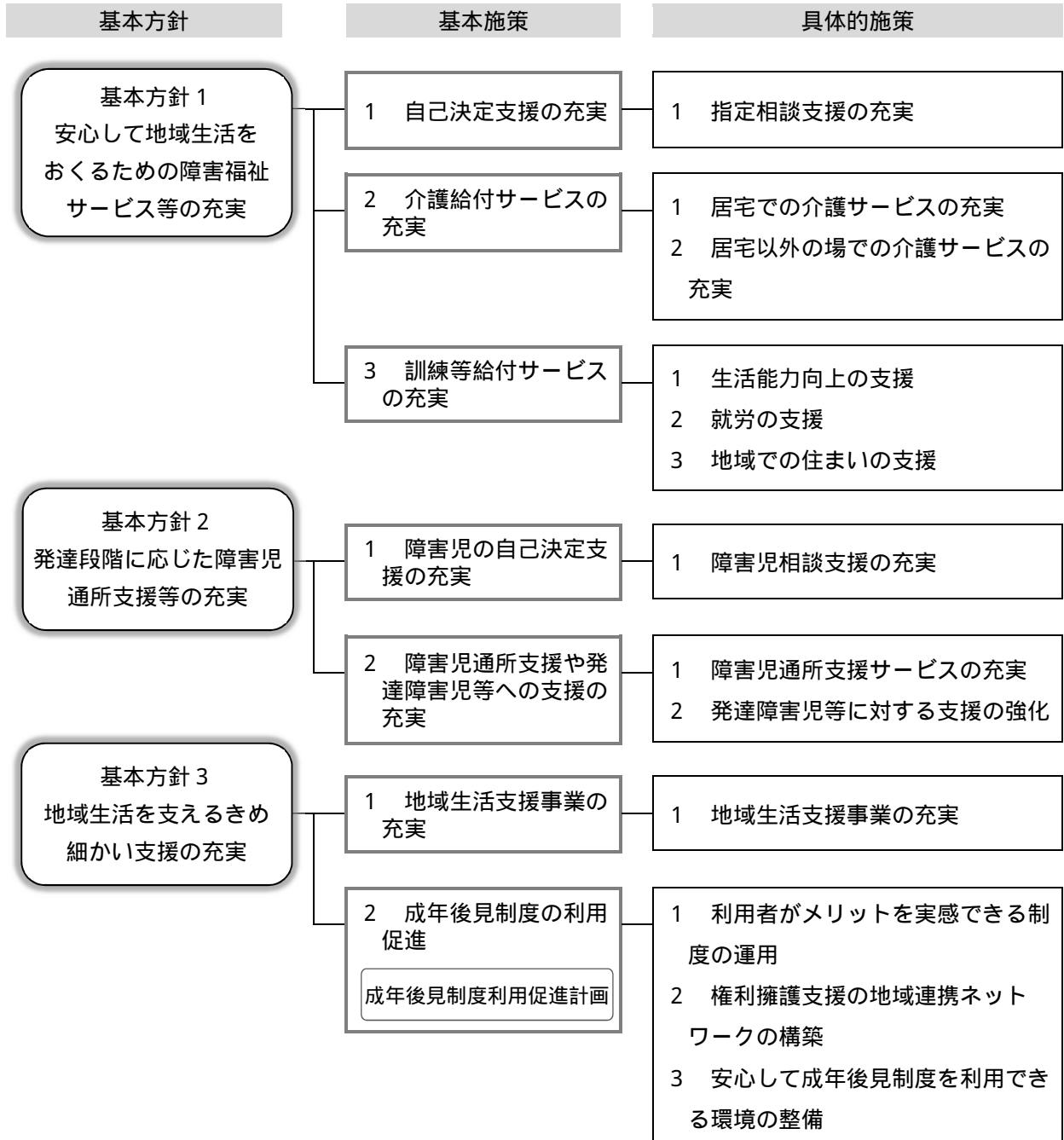
項目	2021年度	2022年度	2023年度
障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12回以上	12回以上	12回以上
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	検討	1回以上	1回以上
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	1回以上	1回以上	1回以上

成果目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	2021年度	2022年度	2023年度
県が実施する、市町村職員を対象とした障害福祉サービス等に係る研修への参加人数	5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払システム等での分析結果を活用し、事業所等と共有する体制	有	有	有
障害福祉サービス等事業者に対する指導 監査の実施回数	集団指導	1回	1回
	実地指導	150件	150件

3 施策の体系

【目指す姿】
 ~ 障害者が笑顔で安心して暮らせるまち・水戸 ~



水戸市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

1 計画策定の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、高齢化のさらなる進行等による社会情勢の変化やこれに伴う国の制度改正等を踏まえながら、高齢者の福祉に関する施策を総合的に推進するとともに、介護保険事業の安定的な運営により、高齢者が安心して暮らせる地域社会を目指して策定するものです。

また、財産の管理又は日常生活に支障がある認知症高齢者等の支援が課題となっていることから、成年後見制度の利用を促進するため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「市町村成年後見制度利用促進計画」を内包するものとします。

(2) 計画期間

2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3か年

2 計画の基本的方向

(1) 目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立し、健やかに安心して生活を送ることができるよう、「地域で支えるいきいき健康とあんしん長寿」を本計画の目指す姿とし、水戸ならではの地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。

(2) 基本方針

基本方針1 介護予防と健康づくりの推進

高齢者がいつまでも健康で、自立した生活を続けられる健康長寿社会の実現に向け、「元気な明日を目指す健康都市宣言」の趣旨を踏まえて、高齢者の健康づくりをサポートする介護予防や生活支援の取組を充実させるとともに、高齢者自身がこれらの取組の担い手となって活躍するなど、地域貢献活動等への社会参加を促進します。

基本方針2 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の実現

支援が必要な高齢者やその家族等が抱える多様で複雑な生活課題に対応するため、相談支援体制の充実に努めるとともに、地域包括支援センターをはじめ、地域住民やボランティア、各種団体等が地域ぐるみで高齢者を見守り・支えあうネットワークづくりを推進します。

また、成年後見制度の利用を促進するなど、高齢者にとって暮らしやすい環境づくりに努めるとともに、安心・安全な暮らしを支えます。

基本方針3 認知症施策の総合的な推進

認知症になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、認知症との共生と予防の取組を強化します。

また、必要な医療・福祉サービスに繋げるための初期集中支援体制や家族に対する支援の充実を図るなど、認知症施策を総合的に推進します。

基本方針 4 介護・福祉サービスの充実

高齢者が必要なときに適切なサービスを受けられるよう、人材の確保及び業務の改善を図ることにより、介護保険を中心としたサービス基盤の強化に努めます。また、サービスの質の向上により要介護被保険者等の自立支援・重度化防止に努めるほか、要介護者の家族等における介護離職の防止や介護保険事業の円滑な運営を推進します。

さらに、在宅医療を必要とする高齢者への支援の強化に向け、ICTを活用しながら、医療機関と介護サービス事業所等の連携を推進します。

(3) 重点施策

重点施策 1 介護予防と健康づくりの推進

健康寿命の延伸を図り、健康長寿社会の実現を目指すため、介護予防と健康づくりを推進するとともに、生活支援の体制を整備するほか社会参加等の取組みを促進します。

重点施策 2 成年後見制度の利用促進

制度の普及啓発や支援の必要な高齢者等の早期発見・早期支援につなげていくため、中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築を図るとともに、利用者が安心して利用できる仕組みづくりに取り組みます。

重点施策 3 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進

認知症への理解促進を図るとともに、認知症サポーターの養成及び継続的な活動支援を推進し、認知症の人の視点を施策に反映させるため、認知症の人本人同士で語り合う取組を普及します。

また、発症遅延及び重症化予防のため、介護予防の取組みを推進するほか、早期発見・早期対応のための体制を整備し、適切な医療・介護サービスの利用を支援するとともに、認知症の人の家族の負担軽減のため、認知症の人とその家族のニーズに合った活動を行う支援体制の整備や若年性認知症の人への相談支援に努めます。

重点施策 4 介護人材の確保

介護人材の確保及び資質の向上のため、関係機関と連携して介護人材の就労支援や処遇改善を実施します。

重点施策 5 介護離職防止への取組

ひとり暮らし高齢者の生活や家族介護を支えるため、在宅医療と介護の連携した柔軟なサービスを提供できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所等のサービスの普及を図るとともに円滑な利用を支援します。

重点施策 6 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護を一体的に提供できる体制をつくるため、相談支援及び連絡調整、情報提供を行う相談支援拠点を設置し、在宅医療及び介護の提供に携わる専門職を支援するとともに、医療・介護関係者の研修に取り組むことにより、在宅医療や介護を担う職員の連携強化と資質向上を図ります。

(4) 目標指標

基本方針 1 介護予防と健康づくりの推進

基本施策	項目	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
介護予防と健康づくりの推進	要介護認定を要しない前期高齢者の割合	96.6%	96.7%	96.8%	96.9%
	住民主体の生活支援サービス提供回数	813回	1,650回	2,050回	2,500回
	介護予防を目的とした住民主体の通いの場の実参加人数	3,670人	4,200人	4,900人	5,600人
社会参加と生きがいづくりの促進	いきいき交流センターの個人利用者延べ人数	84,647人	92,000人	94,000人	102,000人

基本方針 2 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の実現

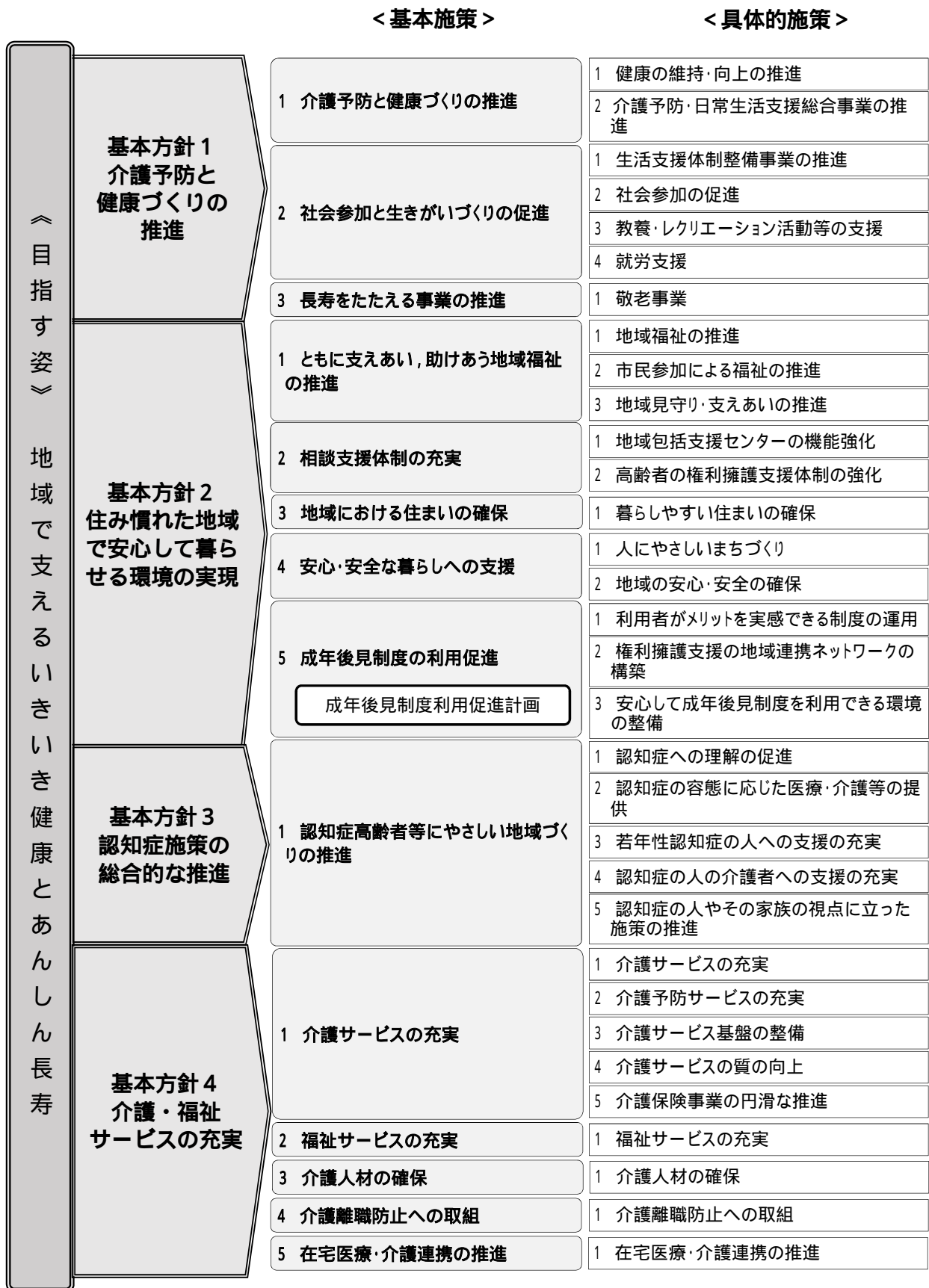
基本施策	項目	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
ともに支えあい、助けあう地域福祉の推進	安心・安全見守り隊参加団体数	180団体	183団体	186団体	190団体
相談支援体制の充実	地域ケア会議の開催回数	62回	70回	70回	70回
成年後見制度の利用促進	法人による成年後見受任件数	18件	20件	25件	30件
	市民後見人受任件数	-	4件	6件	8件

基本方針 3 認知症施策の総合的な推進

基本施策	項目	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進	認知症チェックセミナー開催数	9回	16回	16回	16回
	認知症サポーター養成講座受講者数	1,821人	2,500人	2,550人	2,600人
	認知症サポーター養成講座を開催する中学校数	7校	6校	7校	7校

基本方針 4 介護・福祉サービスの充実

基本施策	項目	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
介護サービスの充実	要介護状態区分（要介護度）の平均値	2.52	2.52	2.52	2.52
	職能団体との連携による施設ケアマネジメント等に対するケアプラン点検	-	実施に向けた調整	実施	実施
	介護サービス事業者に対する実地指導件数	69件	170件	170件	170件
	介護サービス相談員の訪問受け入れ実績のある入所、入居系事業所数	74事業所	90事業所	105事業所	120事業所
介護人材の確保	介護人材確保のための就労支援	-	実施	実施	実施
	介護職員の職場環境改善に向けたセミナー等の開催	-	2回以上	2回以上	2回以上
介護離職防止への取組	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の稼働率	78%	80%	85%	90%
	看護小規模多機能型居宅介護事業所の稼働率	77%	80%	85%	90%
在宅医療・介護連携の推進	医療・介護関係者の研修開催回数	3回	4回	4回	4回
	地域住民への在宅医療の普及啓発の実施回数	-	日常生活圏域毎に1回以上	日常生活圏域毎に1回以上	日常生活圏域毎に1回以上



令和2年度実績報告書

○民生委員審査専門分科会

開催日	議題及び概略	委員参加者数	備考
令和2年 6月22日	(1) 水戸市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会会長の選出 (2) 水戸市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会副会長の選出 (3) 民生委員児童委員の適格要件等について	7名	書面開催
7月9日	(1) 民生委員推薦候補者について (2) 民生委員の適格要件等について	7名	
10月8日	民生委員推薦候補者について	6名	
令和3年 2月12日	民生委員推薦候補者について	7名	

○地域福祉専門分科会

開催日	議題及び概略	委員参加者数	備考
令和3年 3月23日	(1) 水戸市地域福祉計画(第3次)重点施策に関する事業の進捗状況等について (2) 水戸市複合的福祉課題対策会議(連携体制づくりの推進)の設置	19名	書面開催

○障害福祉専門分科会

開催日	議題及び概略	委員参加者数	備考
令和2年 7月2日	水戸市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について	19人	
12月1日	水戸市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(素案)について	20人	

○障害福祉専門分科会審査部会

開催日	議題及び概略	委員参加者数	備考
令和2年 5月28日	身体障害者手帳申請書に添付された診断書の疑義に関する事項	9人	
	身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項		
7月22日	身体障害者手帳申請書に添付された診断書の疑義に関する事項	8人	

○障害福祉専門分科会審査部会

開催日	議題及び概略	委員参加者数	備考
令和2年 9月24日	身体障害者手帳申請書に添付された診断書の疑義に関する事項	9人	
11月26日	身体障害者手帳申請書に添付された診断書の疑義に関する事項	9人	
令和3年 1月28日	身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項	9人	
3月25日	身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項	9人	
	身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項		

○高齢福祉専門分科会

開催日	議題及び概略	委員参加者数	備考
令和2年 7月2日	【第1回】 (1) 水戸市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針について (2) 団体ヒアリングについて	18名	
8月20日	【第2回】 (1) 水戸市の現状について (2) 第7期計画の進捗管理(事業評価)について	18名	

○高齢福祉専門分科会

開催日	議題及び概略	委員参加者数	備考
令和2年 10月22日	【第3回】 (1) 各種調査結果について (2) 各種ヒアリングの実施状況について (3) 高齢者福祉施設の現状と課題を踏まえた今後の施策のあり方について	16名	
12月4日	【第4回】 (1) 高齢者福祉の現状と課題を踏まえた今後の施策のあり方について (2) 水戸市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について	16名	
12月22日	【第5回】 (1) 水戸市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について (2) 答申(案)について	14名	

○児童福祉専門分科会

開催日	議題及び概略	委員参加者数	備考
令和2年 8月28日	(1) 特定教育・保育施設, 特定地域型保育事業の利用定員及び待機児童数について (2) 特定教育・保育施設の設置計画について (3) 水戸市子ども・子育て支援事業計画の事業進捗について	10名	
令和3年 2月22日	(1) 特定教育・保育施設の廃止, 設置, 開設及び利用定員の変更について	-	書面開催

令和3年度の各専門分科会の開催予定について

民生委員審査専門分科会

開催予定日	主な議題
7月 7日(水)	民生委員推薦候補者について
12月	民生委員推薦候補者について
令和4年2月	民生委員推薦候補者について

障害福祉専門分科会

開催予定日	主な議題
8月20日(金)	水戸市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における実績報告について

障害福祉専門分科会審査部会

開催予定日	主な議題
5月27日(木)	身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項 身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項
7月21日(水)	身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項 身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項
9月22日(水)	身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項 身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項
11月25日(木)	身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項 身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項
令和4年1月27日(木)	身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項 身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項
3月24日(木)	身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項 身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項

高齢福祉専門分科会

開催予定日	主な議題
8月	(1)本市の現状について (2)第8期計画の進捗管理について(事業評価)

児童福祉専門分科会

開催予定日	主な議題
8月	(1)特定教育・保育施設,特定地域型保育事業の利用定員及び待機児童数について (2)特定教育・保育施設の設置計画について (3)水戸市子ども・子育て支援事業計画の事業進捗について
令和4年2月	(1)特定教育・保育施設の廃止,設置,開設及び利用定員の変更について

地域福祉専門分科会

開催予定日	主な議題
7月	(1)正副会長の選任 (2)水戸市地域福祉計画(第3次)に位置付けた事業の令和2年度実施状況及び進捗状況について (3)水戸市複合的福祉課題対策会議の令和2年度実施状況について
令和4年2月	(1)水戸市地域福祉計画(第3次)の重点施策に関する事業の進捗状況について(令和3年度見込み) (2)庁外連携体制の促進(案)について